

令和7年度芽室西中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念(いじめ防止対策推進法第3条から)

「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で生徒一人一人が、元気で明るく、健やかに成長していくことができるよう取り組んでいくこととする。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの基本認識

上記の理念のもと、本校では、「いじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という考え方の下、また、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「芽室西中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

〈いじめ事案対応のための基本姿勢〉

- (1) いじめは『全数認知』『全数報告』を徹底し、『様子を見る』対応を排除する
- ①『全数認知』=いじめに条件付けは無い
 - ②『全数報告』=隠蔽しない・即刻報告し保護者に周知
 - ③『様子を見る』対応を排除=即刻介入・生徒に解決を預けたりしない

(3) いじめの理解

① いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条から)

この法律において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめの特質

- ア いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものであること。
- イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと。
- ウ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいこと。
- エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っていること。
- オ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すること。
- カ いじめは教職員の生徒觀や指導の在り方が問われる問題であること。

- キ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっていること。
ク いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条から）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条から）

- (1) 名 称～「芽室西中学校いじめ対策委員会」（特別委員会）
(2) 構成員～校長、教頭、担任、生徒指導部、養護教諭、学校運営協議会委員、PTA三役、スクールライフアドバイザー、子育て支援課（町）
※学校運営地域協力者会議役員、PTA三役、スクールライフアドバイザー、子育て支援課（町）については、必要に応じて校長が出席を要請する。
(3) 会 議～4月（計画会議）、9月末（中間反省と後期計画の検討）、3月（反省会議）
※その他必要に応じて開催する。
(4) その他～校内体制における「生徒指導委員会（いじめ対応チーム）」を設置し、発生（認知）した個々のいじめ問題に対処することを目的とした適宜の組織とする。

4 いじめの未然防止と早期発見のための取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組むことが必要である。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

また、万が一いじめが起きてしまった場合には、いかに早く発見し解決に向かうかが最重要となる。早期発見をするためには、日ごろから教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

★ 「『北海道いじめ防止基本方針』平成30年2月改定」に伴う留意事項

- 教職員は不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように細心の注意を払う。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かをしっかりと判断する。
- 「発達障害を含む障がいのある生徒」「海外から帰国した生徒や外国人の生徒等外国につながる生徒」「性同一性障害や性的指向・性自認に関わる悩みや不安を抱える生徒」「東日本大震災により被災した生徒、原子力発電所事故により避難している生徒」に対しては、保護者と連携し、個々の特性を踏まえた支援が必要である。また、周囲の生徒に対する指導も重要である。

(1)全体会議の開催

- 「いじめ対策委員会」で協議・計画したことを教職員全体に周知し、共通理解のもとに計画的・組織的に取り組む体制を作る。

(2)生徒指導委員会の開催

- 校長、教頭、各学年生徒指導部、養護教諭で組織し、月に1回開催し、生徒の実態交流

を図る。

- ・交流した内容は翌日の朝の打合せで報告し、全体への周知し、共通理解を図る。
- ・「いじめ対応チーム」としての役割を持ち、発生（認知）した個々のいじめ問題に対処する。必要に応じて、担任や部活動顧問等、関係する教職員全てでチームを作り対処に当たる。

(3)生徒指導交流会（生徒支援交流会）の開催

- ・配慮を必要とする生徒を全校で交流し、共通認識のもとに指導にあたれる体制を作る。
(5月、12月)

(4)いじめアンケート調査の実施

- ・アンケート調査を実施する。(6月、10月)
- ・生徒の現状を把握し、未然防止・早期発見につなげる。

(5)教育相談体制の整備

- ・日常的に生徒が相談しやすい体制となるように、生徒との信頼関係の構築に努める。
- ・「教育相談週間」を設定(6月、10月)する。事前に学校生活（生活・学習・友達関係など）に関する調査を実施し、これに基づいて教育相談を行う。
- ・保護者の相談にも適切に対応する。
- ・相談内容によっては、スクールライフアドバイザーとの連携も行う。

(6)学校風土調査の実施と活用（年2回）

- ・調査結果を全校で交流する。また、校内研修に活用する。

(7)生徒観察による情報収集

- ・学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、生徒指導部に報告する。生徒指導部はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。

(8)生徒会活動の活性化

- ・生徒会が中心となり、いじめ問題について考えたり行動したりする活動に取り組んでいくことで、社会性や規範意識、人権尊重の意識等を高めさせる。

(9)いじめ防止のための研修の充実

- ・研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の交流に努める。

(10)家庭・地域との連携

- ・生徒、教職員の情報だけにとどまらず、保護者や地域からの情報を大切にし活用する。
- ・「いじめ防止リーフレット」等を発行し、いじめをなくすための学校の考え方や取組等を家庭や地域に周知するとともに、いじめ発見のチェックポイントなどの情報を提供することで、学校と一体となつたいじめ防止の取組への理解を図る。

(11)その他

- ・インターネットの利用によるトラブルが急増していることから、情報モラル教育に力を入れる。また、「芽室町ケータイ・スマホ・ネット親子のルール宣言」を活用し、家庭や地域の協力を得ながら未然防止に努める。
- ・「性的マイノリティ」や「多様な背景をもつ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、プライバシーに十分配慮しながら、保護者との連携や、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

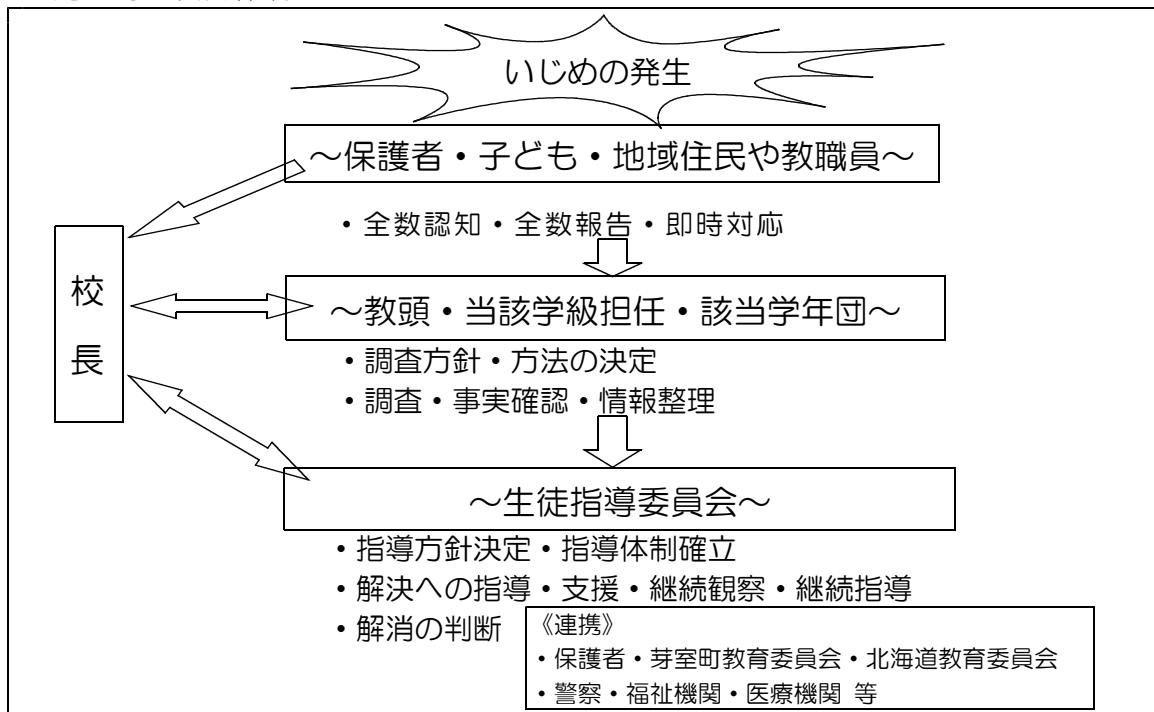
5 いじめの早期解決に向けての取組（早期対応）

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校全体で組織的に対応（一致団結）することが重要である。いじめの再発防止には、日常的に取り組む実践的な計画を立て、生徒に対して、指導・見守りを継続することが必要である。

★「『北海道いじめ防止基本方針』平成30年2月改定」に伴う留意事項

- いじめが「解消している状態」とは、「いじめに係る行為が止み（少なくとも3ヶ月は経過していること。ただし、いじめの重大性等により、さらに長期の期間を設定する必要がある。）、被害生徒が心身の苦痛を感じていない状態」のこととする。心身の苦痛を感じていないことは、被害生徒本人及びその保護者に面談等で確認する必要がある。

- (1)いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。平行して芽室町教育委員会への報告と相談を行う。
- (2)「生徒指導委員会（いじめ対応チーム）」の役割を明確にする。
 - 窓口、事情聴取・実態把握、整理・分析、対応策の検討・実行、教職員の意思形成、指導の調整、見直し等
- (3)スピード感をもって事実確認・実態把握にあたり、情報を整理・分析する。
- (4)チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
 - 被害生徒への面談　・加害生徒への指導　・事実を認識していた生徒への指導
 - 被害　・加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
 - 教育相談体制の強化　・適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
 - スクールライフアドバイザー等、関係機関と連携した心のケア
- (5)問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6)報道機関への対応窓口は教頭に一本化する。公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。
- (7)いじめ発生時の校内体制



6 重大事案への対処

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときや、相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- (1)重大事案が発生した旨を、芽室町教育委員会に速やかに報告する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、警察に連携を求める。
- (2)当該事案の調査を行うための組織の設置について、芽室町教育委員会からの指示を受ける。
- (3)被害生徒・保護者の意向を的確に把握した上で調査を実施し、事実関係を明確にする。

また、同種の事態の発生防止に努める。

(4)調査結果は、芽室町教育委員会にすべて報告する。

7 全領域における連携の重視

(1) 各教科

- ・教科指導では、生徒指導の機能を生かした取組を充実させる。
- ・言語活動や各種授業形態による活動を通して、他の人とかかわる能力を高める。
- ・いじめの芽を早期に摘み取るように努める。
- ・道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と生徒、生徒同士の共感的な関係を深めるとともに、豊かな体験を通して内面を鍛える。

(2) 特別活動

- ・学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図ることでいじめ防止に寄与する。特に、人とのかかわりの中での失敗体験などを大切にすることで、個性を伸ばし、自他を認める心を育む。

(3) 総合的な学習の時間

- ・将来の目標を考え、社会の中の多くの人とかかわる中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

8 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、P D C Aサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、校内委員会と生徒指導部が担う。

9 保護者・地域への情報提供

- ・基本方針は学校だよりや参観日等で保護者に紹介・周知し、理解と協力を得る。
- ・必要に応じていじめの状況や対応策などについて説明する機会を設け、学校としての責任を果たす。

10 いじめ対策年間プログラム

月	学校の主な取組と情報提供などの内容
4月	「芽室西中学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対応について保護者への説明（参観日・P T A総会等） いじめ対策委員会① いじめの学級指導 生徒指導委員会①
5月	体育祭の取組 生徒指導交流会① 生徒指導委員会② 学校風土調査①
6月	いじめアンケート調査① 教育相談① 生徒指導委員会③
7月	生徒指導委員会④
8月	生徒指導委員会⑤
9月	いじめ対策委員会②（中間評価） 文化祭の取組 生徒指導委員会⑥
10月	生徒指導委員会⑦ いじめアンケート調査② 教育相談②
11月	学校風土調査② 学校評価（中間評価：教職員・生徒・保護者）① 生徒指導委員会⑧
12月	生徒指導委員会⑨ 生徒指導交流会②
1月	生徒指導委員会⑩
2月	学校評価（年度末評価：教職員・生徒・保護者）② 生徒指導委員会⑪
3月	いじめ対策委員会④（全体反省） 生徒指導委員会⑫

1.1 指導の実際と重点の確認

大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えていていることを大人が自覚し、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気づく力を高め、状況に応じて機敏に対応できる体制を整えなければならない。

①「積極的に認知する」とはどういうことか

○生徒に対して、「君のその発言や態度、表情や関わり方はいじめに該当していないか?」という問題提起を積極的に何度も何度も行うことから始まります。(メタ認知の促進)

○年に2回のアンケートに、『正しい認知・認識で』生徒が「いやな気持ちになった」と回答してきてくれるよう心を育みます。

○あくまでも「いじめと感じたらいじめ」です。また「いじめられた側の心情が優先」です。だからこそ他者との関わりの中でバランスの良い心の働き方を指導する必要があります。

○定例アンケート以外でも学校風土調査の結果からも積極的に読み取り、教育相談を積極的に行います。

○たくさんの小さいいじめも認知して、同じ数だけの解決が行われていればよい。学校や教師の評価ではない。いじめを見つけて認知できる教師、学校こそ評価される。

②指導の実際（生徒に理解させること、身に付けさせるスキル）を再度確認しましょう

- ・悪意、好意問わずすべての言動はいじめにあたる可能性があるということ。
- ・しかし、すべてをいじめと感じてしまうような心の働きは健全ではないこと。
- ・受け止め方や心の働き方を改善する指導を行うこと。(道徳など活用)
- ・前提としていじめかどうかを決めるのは加害者側ではないこと。
- ・「ふざけただけです」は通用しないしさせないこと。
- ・「いじめの加害者」になると自分の将来に大きな代償を背負うこと。

※これらの諸点について繰り返し意図的に指導し、生徒に理解させる。

③学校経営の重点から

個別の支援ニーズに対応した開発的・発達支持的生徒指導の展開

- ①助け合い、学び合い、互いの考え方を取り入れ合う活動づくり
- ②保護者と連携しながら知識と共にスキルを育てる教育活動を
- ③生徒同士の「振り返り」と「承認」の交流で不登校未然防止

安全・安心な学級づくりで問題の未然防止と早期発見・対応

- ①『開発的』『予防的』『合理的配慮に基づく』生徒指導
- ②学級活動を通じて『学びとくらしの集団』として学級の機能強化
- ③生徒同士の「振り返り」と「承認」の交流で自己肯定感向上